

【生命保険募集人について】

生命保険募集人は、お客様と保険会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して、保険会社が承諾したときに有効に成立します。

【個人情報の取扱いについて】<保険契約者(団体)と生命保険会社からのお知らせ>

本保険契約の運営にあたっては、保険契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報(氏名、性別、生年月日、健康状態等)(以下「個人情報」)を取扱い、保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提出し、本保険の事務手続きのために使用します。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、再保険契約の締結、再保険金の請求、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のために利用(注)し、また、保険契約者、他の生命保険会社、再保険会社、生命保険会社の募集代理店を含む委託先に提供する場合、医療機関などの関係先(医師・契約確認会社等)に業務上必要な照会を行う場合、再保険契約の締結や再保険金の受領等のために、国内外の再保険会社に必要な個人情報を提供する場合(再保険会社が国内外の別の再保険会社へ情報を提供する場合も含みます。)、法令に基づく場合、生命保険会社の国内外のグループ会社・提携会社との間で共同利用を行う場合に上記目的の範囲内で提供します。また、これらのものから個人情報の提供を受けることがあります。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き保険契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。今後、引受保険会社を変更する場合には、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注)当社は、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

当社の個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)、外国にある事業者等への個人情報の提供、グループ会社等については、当社公式ウェブサイト(<https://www.himawari-life.co.jp/company/info/privacy/detail/>)をご覧ください。

～死亡保険金受取人の個人情報の取扱いについて～

指定された死亡保険金受取人(以下、受取人)の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

一般社団法人日本医師休業共済会

〒104-0031 東京都中央区京橋2-11-8 全医協連会館3階

組合事務局までお問い合わせください

●事務幹事会社

SOMPOひまわり生命保険株式会社

〒100-8963 東京都千代田区霞が関3-7-3 損保ジャパン霞が関ビル

SOMPOグループの一員です。

●お問い合わせ先

SOMPOひまわり生命保険株式会社 和歌山支社

〒640-8331 和歌山県和歌山市美園町3-32-1 損保ジャパン和歌山ビル7階 TEL 050-2016-8609

・当パンフレットに記載のお支払事由や給付に関する制限事項などは概要や代表事例であり、詳しい内容が記載された『ご契約のしおり・約款』はご契約者(団体)にお渡ししております。なお、当パンフレットは、お申込みいただきました後も大切に保管ください。

●引受保険会社 / 引受割合

SOMPOひまわり生命保険株式会社	<事務幹事> 引受割合40.0%
日本生命保険相互会社	引受割合22.0%
第一生命保険株式会社	引受割合16.0%
東京海上日動あんしん生命保険株式会社	引受割合8.5%
明治安田生命保険相互会社	引受割合5.5%
住友生命保険相互会社	引受割合4.0%
三井住友海上あいおい生命保険株式会社	引受割合3.0%
メットライフ生命保険株式会社	引受割合1.0%

この保険契約は、上記引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社であるSOMPOひまわり生命保険株式会社が、他の保険会社からの委任を受けて事務を行います。上記引受保険会社は、ご加入者の保険金額のうち、それぞれの引受割合(2024年10月1日現在)による保険契約上の責任を負います。また、引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

プラスグループ 生命共済制度のご案内

こども特約付団体定期保険

- 本人の最高保険金額が6,000万円
- 配偶者の最高保険金額が2,000万円
- 80歳まで自動更新可能

東京都医師協同組合連合会

- 大森・田園調布・日本橋医師協同組合
- 西東京医師協同組合
- 東京中央医師協同組合

万が一の備えとして、一般社団法人日本医師休業共済会における会員先生方とご家族を対象とした相互扶助制度です。

❗ご自身のご意向(ニーズ)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

お申込みにあたっては、当パンフレット・「ご契約に際しての重要事項(契約概要)」・「ご契約に際しての重要事項(注意喚起情報)」をご覧いただき、保障内容・保険金額および保険料・その他の商品内容がご自身のご意向(ニーズ)に合致した内容になっているか、必ずご確認ください。

意向確認欄

- 保障内容をご意向に沿った内容となっていますか?
- ご自身が選択された保障金額・保険料、およびその他の商品内容がご意向に沿った内容となっていますか?

プラスグループ生命共済制度の特徴

- 1 お手頃な保険料で死亡保障を準備できます。(本人の最高保険金額は6,000万円、配偶者の最高保険金額は2,000万円まで)
- 2 病気・災害による死亡を保障します。
- 3 保険期間は1年ですので、ライフスタイルに応じて保障額を見直せます。
- 4 医師の診査がなく、告知書の提出のみで簡単にお申込みになれます。

保険料例

50歳男性
保険金額1,000万円の場合

月額保険料
2,280円

効力発生日

申込締切日の翌月1日

申込締切日

毎月1日

【医師協同組合事務局必着】(新規加入、増額)

加入プランと月額保険料(概算)

死亡保険金額・高度障害保険金額

年齢	性別	本人						配偶者	
		6,000万円	5,000万円	4,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円	2,000万円	1,000万円
		15歳～35歳 (配偶者は満18歳～35歳) H1.11.2生～ H22.11.1生	男	5,280円	4,400円	3,520円	2,640円	1,760円	880円
	女	3,240円	2,700円	2,160円	1,620円	1,080円	540円		
36歳～40歳 S59.11.2生～ H1.11.1生	男	6,840円	5,700円	4,560円	3,420円	2,280円	1,140円		
	女	5,700円	4,750円	3,800円	2,850円	1,900円	950円		
41歳～45歳 S54.11.2生～ S59.11.1生	男	9,420円	7,850円	6,280円	4,710円	3,140円	1,570円		
	女	7,080円	5,900円	4,720円	3,540円	2,360円	1,180円		
46歳～50歳 S49.11.2生～ S54.11.1生	男	13,680円	11,400円	9,120円	6,840円	4,560円	2,280円		
	女	10,200円	8,500円	6,800円	5,100円	3,400円	1,700円		
51歳～55歳 S44.11.2生～ S49.11.1生	男	20,100円	16,750円	13,400円	10,050円	6,700円	3,350円		
	女	13,920円	11,600円	9,280円	6,960円	4,640円	2,320円		
56歳～60歳 S39.11.2生～ S44.11.1生	男	29,220円	24,350円	19,480円	14,610円	9,740円	4,870円		
	女	17,760円	14,800円	11,840円	8,880円	5,920円	2,960円		
61歳～65歳 S34.11.2生～ S39.11.1生	男	44,940円	37,450円	29,960円	22,470円	14,980円	7,490円		
	女	23,700円	19,750円	15,800円	11,850円	7,900円	3,950円		
66歳～70歳 S29.11.2生～ S34.11.1生	男	66,840円	55,700円	44,560円	33,420円	22,280円	11,140円		
	女	32,100円	26,750円	21,400円	16,050円	10,700円	5,350円		
更新のみ	71歳 S28.11.2生～ S29.11.1生	男						29,200円	14,600円
		女						14,240円	7,120円
	72歳 S27.11.2生～ S28.11.1生	男						32,320円	16,160円
		女						15,880円	7,940円
	73歳 S26.11.2生～ S27.11.1生	男						35,940円	17,970円
		女						17,800円	8,900円
	74歳 S25.11.2生～ S26.11.1生	男						40,140円	20,070円
		女						19,920円	9,960円
	75歳 S24.11.2生～ S25.11.1生	男						45,100円	22,550円
		女						22,220円	11,110円
	76歳 S23.11.2生～ S24.11.1生	男							25,470円
		女							12,410円
77歳 S22.11.2生～ S23.11.1生	男							28,920円	
	女							13,930円	
78歳 S21.11.2生～ S22.11.1生	男							32,990円	
	女							15,770円	
79歳 S20.11.2生～ S21.11.1生	男							37,690円	
	女							17,990円	
80歳 S19.11.2生～ S20.11.1生	男							43,000円	
	女							20,650円	

＜制度のポイント＞

- 本人は6,000万円、配偶者は2,000万円までご加入が可能です。
- 71歳～75歳は、本人・配偶者共通で2,000万円まで自動更新が可能です。(76歳～80歳は、1,000万円まで)
- 自動更新は80歳まで可能です。

保険料について

- 月額保険料は、年齢・性別により異なります。
- 年齢は2025年5月1日時点の保険年齢となります。保険年齢とは、2025年5月1日時点の満年齢で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは切り上げて1歳を加えます。(例)50歳:満49歳6か月超～満50歳6か月以下
- 月額保険料は、総保険金額1,000億円以上5,000億円未満の場合の概算保険料です。正規の保険料については、募集終了後に算出し、更新日(今回は2025年5月1日)より適用します。
- 子どもの保険料は1人当たりの正規保険料です。

子ども

年齢	性別	死亡保険金額・高度障害保険金額	
		400万円	200万円
3歳～22歳 H14.11.2生～ R4.11.1生	男	280円	140円
	女		

保障内容【団体定期保険(主契約)・子ども特約】

保険金の種類	このようなときにお支払いします!	下記の金額をお支払いします!		
		本人	配偶者	子ども
死亡保険金 特約死亡保険金	保険期間中に死亡した場合	1,000～6,000万円	1,000・2,000万円	200・400万円
高度障害保険金 特約高度障害保険金	責任開始日以後の傷害または疾病によって保険期間中に高度障害状態になった場合	死亡保険金額と同額		

- 死亡したときに死亡保険金を、責任開始日以後の傷害または疾病によって高度障害状態になったときに高度障害保険金をお支払いします。
- 高度障害状態とは、別添の「ご契約に際しての重要事項(注意喚起情報)」に記載の【対象となる高度障害状態】のいずれかに該当した場合をいいます。
- 保障は、いずれも保険期間中に発生し、上記支払要件を満たしたものに限りです。

加入資格

健康状態等によっては、ご加入いただけない場合があります。

本人：一般社団法人日本医師休業共済会の会員で申込日現在健康で正常に就業している方、かつ2025年5月1日現在、年齢が満14歳6か月超～満70歳6か月以下の方。

配偶者：上記「本人」と同一戸籍に記載される配偶者で、申込日現在健康に生活している方、かつ2025年5月1日現在、年齢が満18歳～満70歳6か月以下の方。

子ども：上記「本人」が扶養(健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します。)し、「本人」と同一戸籍に記載されていることも、申込日現在健康に生活している方、かつ2025年5月1日現在、年齢が満2歳6か月超～満22歳6か月以下の方。加入資格のある子どもが2名以上いる場合は、その子どもを全員加入(全員同額)させていただきます。特定の子どもだけを加入させることはできません。

※加入資格を喪失した場合は、この保険から脱退となります。

※配偶者、子どものみで加入することはできません。

※配偶者、子どもの保険金額は、本人の保険金額以下となります。

※本人が脱退した場合には配偶者、子どもも脱退となります。

保険期間

2025年5月1日(責任開始日)～2026年4月30日の1年間。

中途加入の場合は、申込日(毎月1日締切)の翌月1日～2026年4月30日までとなります。

以降は毎年5月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。ただし、募集の結果、ご加入者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約は更新できず、効力を発生しません。

保険料の払込

ご指定の金融機関預金口座よりお引落をいたします。(金融機関によっては、お取扱のできない場合がありますのでご相談ください)

配当金

この保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金(死差益)が生じた場合に保険会社より配当金が支払われますが、支払われる配当金の一部については当制度の制度運営費といたします。

保険金のお支払状況等によっては配当金が0になる場合があります。

保険金受取人

- 死亡保険金受取人は、それぞれの被保険者がご指定ください。高度障害保険金受取人は、それぞれの被保険者本人です。
- 子どもの死亡保険金受取人は、加入資格に定める「本人」です。

【留意事項】

- ・すでにご加入されている方で、「加入申込書兼告知書」で死亡保険金受取人の変更をお申込みいただいた場合、当パンフレットに記載の効力発生日からの変更となります。
- ・この保険では、遺言により死亡保険金の受取人を変更することはできません。

自動更新

一旦加入されると、一般社団法人日本医師休業共済会の会員であれば、更新時にたとえ病気であっても、本人・配偶者ともに

- 満70歳6か月まで前年の加入保険金額と同額以内で更新いただけます。
- 満70歳6か月超～満75歳6か月までの方の場合は2,000万円を限度に更新いただけます。
- 満75歳6か月超～満80歳6か月までの方の場合は1,000万円を限度に更新いただけます。
- 子どもの場合、満22歳6か月まで前年の保険金額と同額以内で更新いただけます。

ただし、更新時にご加入者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、ご加入者の意思にかかわらず、継続加入できない場合や、ご加入の保険金額が減額となる場合があります。

税法上の取扱(2024年11月現在)

※将来、税法等の改正により変更される可能性があります。

【保険料】

- 個人が負担した主契約の保険料(配当金を差し引いた額)は、一般の生命保険料控除の対象となり、所得税・住民税の負担が軽減されます。(所得税法第76条、地方税法第34条・第314条の2)

【保険金】

- 本人の死亡保険金は、受取人が法定相続人の場合、(その法定相続人が受取った他の生命保険等の保険金がある場合には、これと合算した金額について)「500万円×法定相続人数」の金額までが非課税となります。(相続税法第12条)
- 配偶者、子どもの死亡保険金を本人が受取った場合、一時所得として課税されます。(所得税法第34条)
- 配偶者の保険金の受取人を本人以外に指定した場合、贈与税が課税されることがありますのでご注意ください。
- 高度障害保険金は全額非課税です。(所得税法施行令第30条)



必ず、別添の「ご契約に際しての重要事項(契約概要)・ご契約に際しての重要事項(注意喚起情報)」を熟読いただき、この保険(保障の内容・金額等)がご自身のご意向に合致しているかご確認のうえお申込みください。